平成２２年（フ）第２７５０号
横浜市旭区上白根町894番地７　フォーレストⅡ―204
債務者　洲崎　智美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１２号
神奈川県大和市上和田1808―１―107、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区法泉２丁目26番23―112号
債務者　中嶋　　淳（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１３号
横浜市中区日ノ出町２―110―１　ミオカステーロ横濱南アビターレ305号室、住民票上の住所横浜市中区長者町６丁目88番地１　グラン・アルベーラ横濱・関内1506号室
債務者　坂巻　郷子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１５号
横浜市泉区中田南４丁目27番41号　池ヶ谷ハイツ201
債務者　山田　泰雄
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９０号
北海道旭川市末広３条２丁目３番23号
債務者　佐藤　俊一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９５号
北海道旭川市大町１条８丁目20番地の79　ホワイト館103号
債務者　岩田　季洋
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９６号
北海道旭川市大雪通８丁目508番地の50　チップの家102号室
債務者　中川　勝規
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６４号
横浜市磯子区杉田５丁目25番３号　長田荘201号
債務者　本間　孝也
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６５号
横浜市磯子区杉田５丁目25番３号　長田荘201号
債務者　本間　正子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６６６号
横浜市中区本牧町２丁目305番地　ウイング本牧303号室
債務者　野崎　智也
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５号
釧路市新富士町３丁目４番12号　青葉マンション101
債務者　山戸　和江
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
釧路市若竹町10番８号
債務者　佐々木健史
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
釧路市愛国東１丁目17番11号
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
釧路市星が浦大通３丁目９番37号
債務者　木村　信男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１号
北海道白糠郡白糠町東１条北７丁目３番地
債務者　梶本　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前９時30分
釧路地方裁判所